

使用済廃プラスチック(産業廃棄物)を運搬する車両には、表示および書面が必要です。農業者が収集場所に運ぶ場合も同様です。

表示義務について

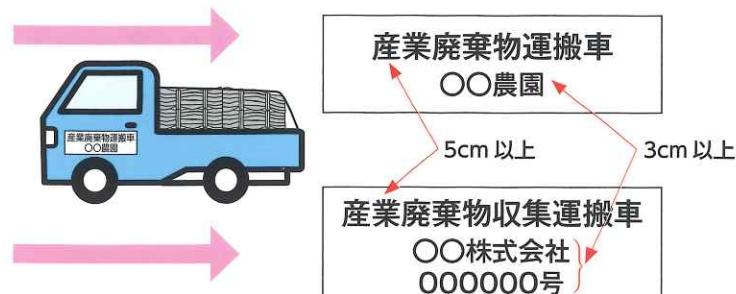
産業廃棄物を運搬する際は、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の表示

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②農業者名

産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合の表示

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②業者名
- ③許可番号（下6ヶタ以上）



表示の際の注意点

- ・見やすいこと・鮮明であること
- ・両側面に表示すること・識別しやすい色の文字であること

書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を携帯しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の常時携帯する書類

- ①氏名又は名称及び住所
- ②運搬する産業廃棄物の種類・数量
- ③運搬する産業廃棄物を積載した日
- ④積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ⑤運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

■氏名又は名称及び住所
○○農園
○○県○○市○○町○○番地
■産業廃棄物の種類・数量
廃○○○○○○○○・○○ kg
■積載日
○年○月○日
■積載した事業場
○○○○農園
○○県○○市○○町○○番地
TEL ○○-○○○○-○○○○
■運搬先の事業場
○○○○リサイクルセンター
○○県○○市○○町○○番地
TEL ○○-○○○○-○○○○

使用済プラスチックのリサイクルシステム

使用済プラスチック処理の流れ

農業者

回 収

適正処理

しっかり分別



埋め立て

焼 却

マテリアル リサイクル

再生品

床材、土木資材、
農業シート、ゴミ袋等

サーマル リサイクル

燃料化

セメント原燃料化

ケミカル リサイクル

高炉原料材*

ガス化、油化*

*現在はほとんど実施されていない。